

令和 7 年 1 月 27 日

諮問番号：令和 7 年度諮問第 1 号

答申番号：令和 7 年度答申第 1 号

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

小牧市長（以下「実施機関」という。）が行った行政文書不開示決定を取り消し、開示決定をすべきである。

### 第 2 審査請求に至る経過

令和 7 年 7 月 11 日、審査請求人は、小牧市情報公開条例（平成 12 年小牧市条例第 39 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、2025 年 7 月 10 日開催された小牧駅前広場等整備基本計画に関する有識者会議に用いられた資料 4 「計画平面図」及び資料 5 「イメージパース」（以下「本件文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

令和 7 年 7 月 22 日、実施機関は、本件開示請求に対して不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。

令和 7 年 7 月 25 日、審査請求人は、本件処分を不服として審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件文書の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

(1) 実施機関は、本件文書を開示しないこととした理由として、条例第 7 条第 6 号に該当し、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報であることを挙げている。しかし、不当に市民の間に混乱を生じさせる理由が具体的に説明されていない。

(2) 実施機関は意見書において、本件文書には現存する企業所有の建築物が無くなる等の情報が含まれているものであるが、これらは市とし

て検討中の情報であり、同企業として意思決定がなされた事項ではない旨を述べている。しかし、本件文書には同企業とは関係のないことがらも多く含まれており、これらは小牧市の検討案として本来公開されるべき情報であるから、不開示情報が一部含まれることを理由に全部不開示とすることは、条例第1条に反する。

#### 第4 実施機関の説明の要旨

1 本件文書には、現存する企業所有の建物がなくなる等の情報が含まれているが、これらは市として検討中の情報であり、同企業として意思決定がなされた事項ではない。このため、本件文書のみが出回ることで、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるほか、関係者へも影響を及ぼすことが考えられる。

これらを考慮し、会議においても本件文書の配布は行わず、小牧市の案として検討中の情報である旨を十分説明した上で、会場内の画面で共有資料としたものである。

2 混乱の内容としては、未成熟な情報が不適切に市民に伝わることにより、現存する建物で事業を営む者、勤務する者、利用者等に対し、将来的な事業運営や就労、利用等に関する憶測を招き、混乱を生ずることが考えられる。当該建物を所有する企業からテナントに対して説明がされる前に、このような情報が出回ることにより、当該企業に関してはかなりの可能性で混乱を生ずると考えられる。また、不動産取引等へ影響が生ずること等が考えられる。

3 本件文書を開示した場合、1に示す本件文書の位置づけが伝わらないままに出回り、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第7条第6号に規定する不開示情報に該当するとしたものである。

#### 第5 審査会の判断

1 審査に当たっての基本的な考え方

条例は、第1条で規定しているように、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、行政文書の開示に関し必要な事項を定めること等により、市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるよう実施機関

の保有する情報の一層の公開を図り、もって公正で開かれた市政の実現及び市民と市との信頼関係の増進に資することを目的として制定されたものである。また、条例は、第3条第1項で、実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、行政文書の開示を請求する権利を十分に尊重しなければならない、と規定している。

この趣旨から、当審査会は、原則公開の理念を尊重して、条例を解釈し、本件事案を判断する。

## 2 不開示理由の付記について

実施機関は、行政文書を開示しないときは、決定通知書に当該決定の理由を付記しなければならず（条例第11条第4項）、当該理由は、開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由が相手方に十分に伝わるものでなければならない。

本件処分において、第4の1及び2記載の実施機関の説明の要旨は、当審査会において明らかにされたものであって、行政文書不開示決定通知書においては、「市における検討に関する情報であり、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、小牧市情報公開条例第7条第6号に規定する不開示情報に該当する」として、根拠規定が条文の一部引用と共に示されるのみであり、「公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」の具体的な内容について一切示されておらず、当該規定を適用する理由が相手方に十分に伝わるものではなかったから、本件処分には、理由の付記が不十分であるという瑕疵が認められる。

## 3 不當に市民の間に混乱を生じさせるおそれについて

(1) 「公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。ここでいう「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、市民への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。

また、本件文書に記載された情報が条例第7条第6号に該当するためには、これを開示することにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると、一定の蓋然性をもって、客観的に認められることが必要である。

(2) 確かに、実施機関が説明するとおり、本件文書には、移転が検討されている現存建物において就業する者、施設を利用する者、不動産を所有する者等関係者にとって重要な情報が記載されている。

しかしながら、本件文書については、会議中に画面上で公開され、傍聴人の閲覧に供されたものであり、また、その内容は、現存する企業所有の建物がなくなる等の実施機関が不開示とした理由にかかる中心的な情報も含め市ホームページ上で公開された議事録（「本計画案では、駅前広場空間の東西分断要素となっている駅ビルを南東側、図面では「民間ホテル用地」と記載されている位置に再配置し、空いた空間を活用して、東西分断がなく、多様な使い方ができる一体的な広場空間を配置します。」等）にも記載されている。

また、実施機関が指摘するように、“市として検討中の情報であり、同企業として意思決定がなされた事項ではない”という趣旨が伝わらないまま本件文書のみが出回るという可能性も一応想定できるが、市ホームページ等でその趣旨を明確にすることで十分に回避し得る事柄である。

このように、本件文書の内容は既に他の手段により市民が自由に把握することが可能な状況であるため、本件文書を開示することにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれが新たに生じる蓋然性や、そのおそれが著しく増加する蓋然性は、これを認めることができない。

したがって、本件文書に、条例第7条第6号に定める不開示情報が含まれているとは認められない。

#### 4 結論

以上より、本件処分は理由付記の要件を欠き、本件文書に不開示情報が含まれるとも認められないから、本件処分は取り消すべきである。

また、本件文書に、条例第7条第6号に定める不開示情報が含まれているとは認められないから、本件文書は開示すべきであるとして、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 5 付言事項

本件処分において不開示理由の付記が不十分であることは上述のとおりである。今後、実施機関が不開示決定又は一部開示決定をする際には、決定通知書の記載内容から開示しないこととした根拠規定及び当該規定

を適用する理由が相手方に十分に伝わるよう、具体的な理由付記を行うことを当審査会の補足意見として付言する。

また、実施機関は、本件文書が検討中の内容を含んでいることを示されないままに出回ることにより、市民の間に混乱を生じさせることを懸念しているが、実施機関にあっては、本件文書の作成段階から、適切に注釈をつける等、公開しても混乱を生じさせない配慮をすることは容易であり同懸念はそのような配慮により払拭すべきであったこと、また、本件文書の開示に際し、その内容が市として検討中の案であり関係する企業の意思決定がなされたものではないことが市民に正確に伝わるよう、市ホームページ等を活用して情報提供を行うべきであることを、補足意見として付言する。

## 第6 審査会の調査審議の経過

令和7年8月7日	実施機関から諮問書を受理した。
令和7年9月8日	実施機関から意見書を受理した。
令和7年9月30日	審査請求人から反論書を受理した。
令和7年10月20日	審査会開催 調査審議（実施機関の意見を聴取）
令和7年11月27日	答申